



島根県報

平成24年6月26日（火）

第2,404号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

土壌汚染対策法の規定による形質変更時要届出区域の指定	(環 境 政 策 課)	2
生活保護法の規定による医療機関の指定	(地 域 福 祉 課)	2
生活保護法の規定による介護機関の指定	(")	2
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	(")	3
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	(")	3
生活保護法の規定による指定医療機関の名称変更の届出	(")	3
生活保護法の規定による指定介護機関の名称変更の届出	(")	4
生活保護法の規定による指定介護機関の所在地変更の届出	(")	4
生活保護法の規定による指定介護機関の名称及び所在地変更の届出	(")	5
介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	(高 齢 者 福 祉 課)	5
県営土地改良事業の工事の完了	(農 村 整 備 課)	5

【特定調達公告】

島根県防災情報システム整備事業に係る一般競争入札の実施	(消 防 防 災 課)	5
空港用ロータリー除雪車の調達に係る一般競争入札の実施	(港 湾 空 港 課)	9
島根県立中央病院における人工呼吸器の調達に係る一般競争入札の実施	(病 院 局)	12

【正 誤】

平成24年6月5日付け島根県報号外第87号中	(道 路 維 持 課)	14
------------------------	-------------	----

告 示**島根県告示第391号**

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を次のとおり指定する。

平成24年6月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 形質変更時要届出区域
益田市久城町300番の一部
- 2 形質変更時要届出区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
水銀及びその化合物並びに鉛及びその化合物

島根県告示第392号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成24年6月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	指定年月日
うんなん眼科	雲南市三刀屋町下熊谷1625-1	平成24年6月1日
もりやま内科医院	出雲市大津町1708番地9	平成24年5月8日

島根県告示第393号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成24年6月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
株式会社 トラスト	松江市西川津町1204番地	居宅療養管理指導	太陽薬局 西川津店	松江市西川津町1204番地	平成24年5月1日
株式会社 トラスト	松江市西川津町1204番地	介護予防居宅療養管理指導	太陽薬局 西川津店	松江市西川津町1204番地	平成24年5月1日
社会福祉法人 島根整肢学園	江津市渡津町1926	通所リハビリテーション	西部島根医療福祉センター	江津市渡津町1926	平成24年4月1日
社会福祉法人 島根整肢学園	江津市渡津町1926	介護予防通所リハビリテーション	西部島根医療福祉センター	江津市渡津町1926	平成24年4月1日
社団法人 安来市医師会	安来市今津町563番地1	訪問リハビリテーション	介護老人保健施設 コスモス苑	安来市伯太町安田1700番地2	平成24年4月1日
社団法人 安来	安来市今津町563番地	介護予防訪問リハ	介護老人保健施設	安来市伯太町安田1700	平成24年4月

市医師会	1	ビリテーション	コスモス苑	番地2	1日
サンキ・ウエル ビィ株式会社	広島県広島市西区商工 センター六丁目1番11 号	認知症対応型共同 生活介護	サンキ・ウエルビ ィグループホーム 玉湯	松江市玉湯町湯町1989 番地1	平成24年6月 1日
サンキ・ウエル ビィ株式会社	広島県広島市西区商工 センター六丁目1番11 号	介護予防認知症対 応型共同生活介護	サンキ・ウエルビ ィグループホーム 玉湯	松江市玉湯町湯町1989 番地1	平成24年6月 1日
社会福祉法人 仁摩福祉会	大田市仁摩町仁万843	介護予防短期入所 生活介護	短期入所生活介護 事業所しおさい新 館	大田市仁摩町仁万843	平成24年4月 1日

島根県告示第394号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成24年6月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
もりやま内科医院	出雲市大津町1708-9	平成24年5月8日
ウエルネス薬局 橋南店	松江市西津田7丁目11-14	平成24年4月1日

島根県告示第395号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成24年6月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		廃止する事業	事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
社会福祉法人 弥栄福祉会	浜田市弥栄町長安本郷 442-2	介護老人福祉施設	特別養護老人ホー ム 弥栄苑	浜田市弥栄町木都賀イ 539-1	平成24年3月 31日

島根県告示第396号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の名称の変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成24年6月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称		所在地	変更年月日
変更前	変更後		
西部島根心身障害医療福祉センター	西部島根医療福祉センター	江津市渡津町1926	平成19年4月1日

島根県告示第397号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の名称の変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成24年6月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所			変更年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称		所在地	
			変更前	変更後		
社会福祉法人島根整肢学園	江津市渡津町1926	居宅療養管理指導 訪問看護 訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション	西部島根心身障害医療福祉センター	西部島根医療福祉センター	江津市渡津町1926	平成19年4月1日
社会福祉法人よこた福祉会	仁多郡奥出雲町稲原57番地1	訪問介護	社会福祉法人よこた福祉会訪問介護事業所	ヘルパーステーションたんぼぼ	仁多郡奥出雲町稲原57番地6	平成24年4月1日
社会福祉法人よこた福祉会	仁多郡奥出雲町稲原57番地1	通所介護	社会福祉法人よこた福祉会通所介護事業所B	デイサービスセンターにここ	仁多郡奥出雲町稲原57番地1	平成24年4月1日
社会福祉法人よこた福祉会	仁多郡奥出雲町稲原57番地1	通所介護	社会福祉法人よこた福祉会通所介護事業所A	デイサービスセンターほのぼの	仁多郡奥出雲町稲原57番地6	平成24年4月1日

島根県告示第398号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成24年6月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所			変更年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地		
				変更前	変更後	
社会福祉法人石見さくら会	邑智郡邑南町矢上347番地	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	桃源の家	邑智郡邑南町矢上7885番地	邑智郡邑南町中野574番地3	平成24年5月1日

島根県告示第399号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の名称及び所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成24年 6 月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業 者		実施する事業	事業 所				変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称		所 在 地		
			変更前	変更後	変更前	変更後	
社会福祉法人 吉賀町社会福祉協議会	鹿足郡吉賀町六日市580番地4	訪問入浴介護	六日市訪問入浴事業所	吉賀町訪問入浴事業所	鹿足郡吉賀町六日市580番地4	鹿足郡吉賀町六日市573番地2	平成24年4月1日
		介護予防訪問入浴介護					

島根県告示第400号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成24年 6 月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社 SNK	福祉用具貸与	介護ショップ ハッピーライフ	出雲市渡橋町1031-1	平成24年 6 月15日
	介護予防福祉用具貸与			
株式会社 SNK	特定福祉用具販売	介護ショップ ハッピーライフ	出雲市渡橋町1031-1	平成24年 6 月15日
	特定介護予防福祉用具販売			

島根県告示第401号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成24年 6 月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事 業 名	完了年月日
宍道湖中海沿岸地区用排水施設事業（県営農村振興総合整備事業）	平成24年 4 月11日

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成24年6月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 入札に付する事項

(1) 工事名

島根県防災情報システム整備事業 県防災行政無線幹線系拡充整備工事（以下「本件工事」という。）

(2) 施工場所

島根県松江市殿町地内外

(3) 工事概要

本件工事は、島根県防災行政無線設備のうち多重無線回線幹線系の拡充整備工事である。内容は、多重無線設備及び電源設備等の製作、据付、改造、試験、調整並びに既設機器等の撤去を施工するものである。

工事箇所 島根県庁外55箇所

多重無線回線設備の更新、改造及び新設 55局57スパン

ネットワーク管理システムの更新、改造及び新設 48局

一斉指令システム更新 15局

交換機系システム更新 18局

電源設備更新 50局

既設設備撤去 36局

(4) 予定工期

平成27年2月15日限り

(5) 予定価格

5,119,040,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

(6) 本件工事は、技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して、落札者を決定する総合評価方式を適用する工事である。また、島根県建設工事低入札価格調査制度実施要領（以下「低入札要領」という。）に基づく低入札価格調査制度が適用される工事である。

2 入札に参加する者に必要な資格（以下「競争参加資格」という。）

島根県建設工事請負契約競争入札参加資格審査要綱（平成13年島根県告示第273号）第4条第3項の規定により平成23・24年度島根県建設工事等入札参加資格者名簿（電気通信）に登録され、かつ、次に掲げる条件を全て満たしていること。

(1) 電気通信工事について、平成22年12月21日以降の営業年度終了日を審査基準日とする最新の経営事項審査における総合評定値が1,300点以上であること。

(2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により電気通信工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。

(3) 平成24年6月25日時点で技術者（技術士法（昭和58年法律第25号）に規定する技術士（電気電子部門・総合技術管理部門）又は電波法（昭和25年法律第131号）に規定する第一級陸上無線技術士（旧第一級無線技術士））が5人以上いること。

(4) 次の基準を満たす工事実績等があること。

ア 元請又は共同企業体（経常JVを除く。）の構成員として、平成9年度以降に完成した次の同種工事の施工実績を有すること。

なお、同種工事とは次の要件を満たす多重無線設備の機器の納入、据付及び調整を一連のものとした工事、業務等とする。

(7) 簡易型を除く多重無線設備の納入を含む。

(i) 多重無線の回線構成が5スパン以上

(ウ) I P方式の通信路構成を含む。

ただし、(ア)～(ウ)は同一工事であること。

イ 島根県（総務部、農林水産部、土木部及び企業局）が発注した工事（以下「島根県発注の工事」という。）のうち、平成23年度に完成した工事の施工実績がある場合のみ、その全ての工事の工事成績評定の平均点が70点以上であること。

なお、平成23年度の施工実績はないが、平成22年度に完成した工事の施工実績がある場合は、その全ての工事の工事成績評定の平均点が65点以上であること。

ウ 平成23年度及び平成24年度に完成した島根県発注の工事又は平成23年度に完成した国土交通省中国地方整備局発注の工事で、低入札価格調査対象工事がある場合は、当該工事成績評定点が70点以上であること（共同企業体の構成員（ただし出資比率20パーセント以上）として工事成績評定を通知された者を含む。）。ただし、平成20年3月17日以前に公告した島根県発注の工事は、65点以上であること。

(5) 次の基準を満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を、本件工事に専任で配置できること。

なお、本件工事の落札者が調査基準価格を下回る入札を行ったものに該当する者である場合は、当該技術者が現場代理人を兼務することを認めない。

ア 技術士法上の技術士（電気電子部門・総合技術管理部門）又は電気通信工事業に関し、これと同等以上の能力を有する者と国土交通大臣が認定した者であること。監理技術者にあつては、電気通信工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ、監理技術者講習を受けている者であること。配置する監理技術者等は、本件工事の競争参加資格確認申請日以前3ヶ月以上の恒常的な雇用関係を必要とする。

イ 配置する監理技術者等は、元請又は共同企業体（経常JVを除く。）の構成員の技術者（現場代理人を含む。）として、平成9年度以降に完成した次の同種工事の施工経験を有すること。

なお、同種工事とは、次の要件を満たす多重無線設備の機器の納入、据付及び調整を一連のものとした工事、業務等とする。

(ア) 簡易型を除く多重無線設備の納入を含む。

(イ) 多重無線の回線構成が5スパン以上

(ウ) I P方式の通信路構成を含む。

ただし、(ア)～(ウ)は同一工事であること。また、施工経験として認めるのは、機器の据付開始から試験・調整完了まで連続した従業期間があるものに限る。

(6) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

(7) 島根県における県税の滞納がないこと。

(8) 公告の日から入札書等提出期限の日までの間に、島根県の建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等にかかる措置要綱による指名停止を受けていないこと。

(9) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がある場合若しくはその他入札の適正さが阻害されると認められる関係がないこと。

(10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、島根県発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地（島根県庁舎6階）

島根県総務部消防防災課 電話 0852-22-5889

(2) 入札手続等

書面（以下「紙入札」という。）により行う。

なお、紙入札を行う場合における書類の郵送等に当たっては、郵便書留等の配達記録が残るもの（以下「郵便等」という。）を利用すること。

(3) 入札説明書の交付

ア 交付期間

平成24年6月27日から平成24年8月14日までの間（土曜、日曜及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）で定める休日（以下「休日等」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付の方法

(1)の担当部局で交付する。

また、島根県のホームページ（http://www.pref.shimane.lg.jp/bid_info/）に掲載する。

(4) 競争参加資格確認申請

本件入札に参加を希望する者は、入札説明書に掲げる競争参加資格確認申請書その他の書類を次のとおり提出すること。

ア 受付期間

平成24年6月27日から平成24年7月20日までの間（休日等を除く。）の午前9時から午後5時まで（ただし、平成24年7月20日は午後4時までとし、郵送等の場合は必着とする。）

イ 提出方法

(1)の担当部局へ郵送等又は持参すること。

(5) 総合評価技術資料

本件入札に参加を希望する者は、入札説明書に掲げる総合評価技術資料を次のとおり提出すること。

ア 受付期間

(4)と同時に提出すること。

イ 提出方法

(1)の担当部局へ郵送等又は持参すること。

(6) 設計図書の閲覧・交付

ア 閲覧期間

平成24年6月27日から平成24年8月14日までの間（休日等を除く。）の午前9時から午後5時まで。

イ 閲覧方法

(1)の担当部局で閲覧・交付する。

また、島根県のホームページ（http://www.pref.shimane.lg.jp/bid_info/）に掲載する。

(7) 入札書及び工事費内訳書の提出

競争参加資格の確認を受けた者は、次のとおり入札書及び工事費内訳書を提出すること。

ア 提出期間

平成24年8月15日午前9時から平成24年8月16日午後2時まで。ただし、平成24年8月15日午後5時から平成24年8月16日午前9時までの間を除く。

なお、郵送により提出する場合にあっては、平成24年8月16日正午までに到着していること。

イ 提出方法

平成24年8月16日正午までは(4)のイと同じとし、それ以降は(9)のイに示す場所へ持参すること。

(8) 契約条項を示す場所

ア 期間

(3)のイと同じ。

イ 場所

島根県のホームページ（http://www.pref.shimane.lg.jp/bid_info/）に掲載する。

(9) 開札

ア 日時

平成24年 8 月16日午後 2 時

イ 場所

島根県松江市殿町 1 番地 島根県庁会議棟 第 1 会議室

4 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を、納付すること。ただし、保証金額100分の10以上の公共工事履行保証証又は保険金額100分の10以上の履行保証保険証券を提出した場合は免除する。

(4) 落札者の決定

予定価格の制限の範囲内で、技術提案が発注者の示す標準案と同等以上の入札者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

なお、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじによる。ただし、調査基準価格を下回る入札があった場合は、低入札価格調査を実施した上で落札者を決定する。この場合に、調査基準価格を下回る入札を行った者は、事後の事業聴取及び資料提出等調査に協力しなければならず、評価値の高い入札者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。

(5) 入札の無効

この公告に示した競争参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき又はその他島根県会計規則第63条のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要する。

なお、本契約は島根県議会の議決を必要とするため、落札者の決定時には仮契約を締結するものとし、島根県議会の議決を得たときに契約が成立するものとする。

(7) その他

詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Subject Matter of Contract : Construction Work for the Prefectural Disaster Prevention Wireless System Mainline Amplification Upgrade Construction (proposed name) Project

(2) Deadline for tender : 16 August 2012, 2 : 00 p.m. (applications by mail must be received by the Fire and Disaster Prevention Division by noon on August 16, 2012)

(3) Date and time for the submission of tenders : 16 August 2012, 2 : 00 p.m.

(4) For further information and tender documents, please contact : Fire and Disaster Prevention Division, Department of General Affairs, Shimane Prefectural Government

1 Tonomachi, Matsue City, Shimane Prefecture 690-8501

Ph : 0852-22-5889

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体

の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成24年 6 月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 調達内容

(1) 調達件名及び数量

空港用ロータリー除雪車 1台

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性質等に関し、入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期限

平成24年12月20日（木）

(4) 納入場所

島根県益田市内田町イ597

島根県益田県土整備事務所石見空港管理所

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年1月6日島根県告示第4号）第4条の規定により、入札に参加する者に必要な資格があると開札の日の前日までに知事の承認を受け、物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格者名簿（5(1)車輛類）に登載された者であること。

(3) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

3 入札方法

(1) この案件は、電子入札対象案件とする。入札書は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により提出すること。

なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、県の承認を得て、書面により提出すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加希望者に要求される事項

(1) この入札に参加を希望する者は、平成24年7月23日（月）午後4時までに、入札説明書に定める入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

(2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

5 入札及び開札の日時等

(1) 電子調達システムによる入札の期間

平成24年8月6日（月）午前9時30分から同月7日（火）午後4時まで

(2) 書面による入札の日時及び場所

ア 日時

平成24年8月7日（火）午後4時

イ 場所

〒698-0007 島根県益田市昭和町13-1

島根県益田市土整備事務所 業務部総務グループ

電話 0856-31-9633 ファクシミリ 0856-31-9701

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成24年8月8日(水)午後1時30分

イ 場所

(2)イの場所

6 入札説明書の交付方法

本公告の日から平成24年7月23日(月)午後5時までの間、電子調達システムにより交付する。

なお、これにより難しい場合は次のとおり交付するほか、島根県ホームページ上に公開する。

(1) 交付期間

本公告の日から平成24年7月23日(月)までの日(島根県の休日を定める条例(平成元年島根県条例第9号)第1条に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 交付場所

5(2)イの場所

7 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約希望金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 郵便入札

平成24年8月7日(火)午後4時までに5(2)イの場所に必着とする。

(6) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 契約書作成の要否

要する。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Rotaly Snow Plow in the 2.2m class for Airport

use : 1

(2) Desired Date of Delivery : December 20, 2012

(3) Place of Delivery : Administration Airport , Shimane Iwami Airport, Uchidacho I 597 Masudashi, Shimane Prefecture

(4) Bid tendering date and time : from 9 : 30a.m. , 6 August, 2012 to 4 : 00p.m. , 7 August, 2012

(5) Please tender all information to : Masuda Prefectural Land and Infrastructure Development Office
Showamachi 13- 1 Masudashi, Shimane Prefecture Japan 698-0007

Telephone : 0856-31-9633 Fax : 0856-31-9701

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成24年 6 月26日

島根県立中央病院 病院長 中山 健 吾

1 入札の概要

(1) 調達案件

人工呼吸器 4式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成24年11月30日

(4) 納入場所

島根県出雲市姫原四丁目1番地1 島根県立中央病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

(3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目の大分類「4 機械器具類」、中分類「(1) 医療機器」に登録された者であること。

(4) (3)の入札参加資格の認定を受けた者のうち、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(5) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

(6) 薬事法（昭和35年法律第145号）の規定に基づき医療機器等の販売業の許可を受けた者であること。

(7) 本公告に示した調達案件を十分に納入することができることを証明した者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒693-8555 島根県出雲市姫原四丁目1番地1
島根県立中央病院事務局経営部業務グループ
電話0853-30-6431 F A X0853-21-2975

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

平成24年6月26日から7月18日までの間（土曜、日曜及び祝日を除く。）、(1)の場所において交付する（交付時間は、午前9時から午後5時までとする。）。

なお、希望する者には、交付期間中に電子ファイルを電子メールに添付して入札説明書を交付するので、法人名（法人のみ）、担当部課名、担当者名、電話番号及び返信先電子メールアドレスを明記して(1)の問合せ先まで申し込むこと。

(3) 入札説明会

実施しない。

(4) 書類の提出

本件入札に参加する者は、入札説明書に掲げる書類を次のとおり提出すること。

ア 提出期限

平成24年7月24日 午後5時

イ 提出方法

持参又は郵送

ウ 提出場所

3(1)の問合せ先

(5) 入札書の提出

入札参加資格を満たし、基礎審査を通過した者は、次のとおり入札書を提出すること。

ア 提出期限

平成24年8月6日 午前10時

イ 提出方法

持参又は郵送。ただし、郵送の場合は、平成24年8月6日午前9時までに到着していること。

ウ 提出場所

平成24年8月6日午前9時30分までは3(1)の問合せ先とし、それ以降は3(6)イの場所とする。

(6) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成24年8月6日 午前10時

イ 場所

島根県立中央病院 2階 会議室2

4 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積った契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第94条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程第117条各号のいずれかに該当する場合

は免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県病院局財務規程第98条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

島根県病院局財務規程第96条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the Products to be purchased : Mechanical Ventilators 4 set

(2) Desired Date of Delivery : November 30 2012

(3) Place of Delivery : Shimane Prefectural Central Hospital, 4-1-1 Himebara, Izumo-shi, Shimane-ken, 693-8555, Japan.

(4) Bid Tendering Date and Time : 10:00 AM August 6 2012

(5) Information regarding Tender : Shimane Prefectural Central Hospital, 4-1-1 Himebara, Izumo-shi, Shimane-ken, 693-8555, Japan. Tel 0853-30-6431

正

誤

平成24年6月5日付け島根県報号外第87号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
2	島根県告示第367号 の表中	道路改良工事 拡幅 終点の変更	道路改良工事 拡幅 起点の変更